



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（森林管理課）…………… 1
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 2
- 都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 5

正 誤

- 平成29年 3月31日付け公報定期第4532号中訂正…………… 5

告 示

沖縄県告示第304号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成29年 5月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 林業・木材産業改善資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成29年 4月3日から平成30年 3月31日まで

沖縄県告示第305号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成29年 5月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成29年 5月16日 沖縄県指令農第454号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 恩納村字恩納2451番地 恩納村
 - (2) 代表者 恩納村字恩納2451番地 恩納村長 長浜善巳
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 恩納村字恩納419-5番、419-6番及び419-7番の地先公有水面
 - イ 区域 次の地点のうち①の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と②の地点までを順次に結んだ平成27年の秋分の満潮位（D.L.+2.42メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点吉38万座毛（北緯26度30分09秒7282、東経127度51分10秒3431）から126度54分00秒444.30メートルの地点

②の地点 ①の地点から345度26分34秒1.71メートルの地点

③の地点 ②の地点から75度27分23秒93.93メートルの地点

④の地点 ③の地点から345度25分43秒33.42メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から255度27分56秒0.53メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から345度25分41秒52.51メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から273度28分43秒46.15メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から3度27分42秒0.53メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から273度28分42秒71.81メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から3度28分35秒19.51メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から93度28分42秒120.63メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から165度22分19秒13.67メートルの地点

ウ 面積 3,189.27平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 恩納村字恩納419-3番、419-5番、419-6番及び419-7番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉔の地点と㉕の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉔の地点 四等三角点吉38万座毛（北緯26度30分09秒7282、東経127度51分10秒3431）から139度50分46秒430.01メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から330度40分29秒409.30メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から62度06分56秒60.02メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から150度40分29秒198.33メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から93度28分42秒236.83メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から165度43分58秒139.82メートルの地点

ウ 面積 58,941.15平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設

沖縄県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第521号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 施行者の名称 糸満市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・糸1号阿波根兼城線

3 事業施行期間 平成25年9月27日から平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 平成25年沖縄県告示第521号の事業地のうち、糸満市字兼城浜川原並びに字潮平前原、潮平原及び島ノ下原地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業地の変更

沖縄県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第402号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那5号虎瀬公園
- 3 事業施行期間 平成19年6月15日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成19年沖縄県告示第402号及び平成24年沖縄県告示第161号の事業地のうち、那覇市首里赤平町2丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年 5月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年10月5日
 - (2) 商号名 株式会社町田組
 - (3) 代表者名 町田宗安
 - (4) 所在地 沖縄市南桃原二丁目18番5号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-24）第82号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年10月5日
 - (2) 商号名 株式会社大成
 - (3) 代表者名 吉田敏彦
 - (4) 所在地 南城市大里字大城538番地8
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第9875号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月20日付けで、建設業法第12条に基づき電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年10月5日
 - (2) 商号名 大富建設
 - (3) 代表者名 富川勝伸
 - (4) 所在地 那覇市首里崎山町4丁目17番2号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第10190号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年10月7日
 - (2) 商号名 新里工務店
 - (3) 代表者名 新里武広
 - (4) 所在地 石垣市字宮良24番地19
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第9045号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年10月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 5(1) 処分をした年月日 平成28年10月13日
 - (2) 商号名 株式会社北部鉄工所
 - (3) 代表者名 翁長武則
 - (4) 所在地 名護市字我部祖河321番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第86号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年10月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年10月14日
 - (2) 商号名 リフォームサイエンス株式会社
 - (3) 代表者名 知花順子
 - (4) 所在地 宜野湾市伊佐三丁目9番12号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第6695号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、板金工事業、ガラス工事業及び熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月14日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、板金工事業、ガラス工事業及び熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年10月14日
 - (2) 商号名 有限会社津嘉山ステンレス工業
 - (3) 代表者名 津嘉山正則
 - (4) 所在地 沖縄市知花四丁目37番1号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第10013号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年10月14日
 - (2) 商号名 有限会社高富殖産
 - (3) 代表者名 有馬俊昭
 - (4) 所在地 うるま市字州崎12番地37
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第10886号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年10月14日
 - (2) 商号名 キャッスルハウジング株式会社
 - (3) 代表者名 山内幸徳
 - (4) 所在地 北中城村字島袋601番地4 オキエースビル1階
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12625号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年10月14日
 - (2) 商号名 有限会社高田土木総業
 - (3) 代表者名 狩俣好紀
 - (4) 所在地 宮古島市平良字下里2511番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-25) 第6541号、沖縄県知事 許可(般-25) 第6541号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成28年 9月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 5月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 2月16日 沖縄県指令土第82号、平成29年 4月21日 沖縄県指令土第341号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄796番地 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の氏名及び住所 与那原町字与那原2824番地 天願榮盛、与那原町字与那原2824番地 天願貴志
- 5 検査済証番号 平成29年 5月15日 第4371号
- 6 工事完了年月日 平成29年 4月28日

正 誤

平成29年 3月31日付け公報定期第4532号掲載の「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第12号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	下から 2	第12号。	第12号。次項において「平成26年改正人事委員会規則」という。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--